

令和 7 年 4 月 28 日

第 2 3 回総会議事録

長岡市農業委員会

第 23 回総会議事録

- 1 日 時 令和 7 年 4 月 28 日（月曜日） 午後 2 時 00 分
- 2 場 所 アオーレ長岡東棟 4 階 大会議室
- 3 議事日程及び本日の会議に付した事項
 - 日程第 1 議事録署名委員の選任について
 - 日程第 2 議案第 1 号 農地法第 3 条の許可申請について
議案第 2 号 農地転用許可に係る事業計画変更承認申請について
議案第 3 号 農地法第 4 条の許可申請について
議案第 4 号 農地法第 5 条の許可申請について
議案第 5 号 農用地利用集積計画の取下げについて
議案第 6 号 農用地利用集積等促進計画案の取消しについて
議案第 7 号 農用地利用集積等促進計画案について
 - 日程第 3 報告第 1 号 農地法の届出通知等について
報告第 2 号 長岡市農業委員会農地利用最適化推進委員の選任に関する規程の一部を改正する規程について
- 4 出席委員 （23 名）別紙のとおり
- 5 欠席委員 （1 名）別紙のとおり
- 6 職務のため出席した事務局職員
 - 事務局長 五十嵐 幸子、事務局次長 小川 一博、農地係長 広沢 敏功、
振興農政係長 中村 久夫、主査 木我 正章、主査 渡邊 壮登、
主事 吉澤 あゆみ

開 会（午後 1 時 58 分）

五十嵐事務局長 これより農業委員会総会を開催いたします。

長岡市農業委員会会議規則第 4 条の規定により、諸橋会長から議長を務めていただきます。よろしくお願いいたします。

議長 （あいさつ）

これより第 23 回総会を開催いたします。

総会を開催するに当たり、事務局に本日の出席委員数の報告を求めます。

五十嵐事務局長 欠席届が議席番号 5 番、若井泰志委員から提出されております。出

席委員は24名中23名であり、長岡市農業委員会会議規則第6条の規定による定足数を満たしておりますので、会議が成立していることをご報告申し上げます。

日程第 1 議事録署名委員の選任について

議長 日程第1、議事録署名委員の選任については、議長において、議席番号23番、佐藤辰也委員、24番、中野明美委員を指名いたします。

日程第 2 議案第1号 農地法第3条の許可申請について

議長 日程第2、議案第1号 農地法第3条の許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

広沢係長 ご説明申し上げます。

議案書の3から5ページをご覧ください。

今月の3条許可申請は12件でございます。

1から7番は売買による所有権移転、8から10番は贈与による所有権移転、11、12番は交換による所有権移転であります。

担当委員による現地調査結果は、いずれも問題なしということです。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たしております。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 それでは、これより審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長 質問、意見がありませんので、採決に入ります。

議案第1号 農地法第3条の許可申請についてを許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長 異議なしの声が聞こえます。

異議なしと認め、原案のとおり許可することに決定いたします。

議案第2号 農地転用許可に係る事業計画変更承認申請について

議長 議案第2号 農地転用許可に係る事業計画変更承認申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

広沢係長

ご説明申し上げます。

議案書の7ページをご覧ください。

今月の事業計画変更承認申請は、長岡地域1件でございます。

1番、高頭町の畑について、天然ガス圧入排出井廃坑作業及びウェルサービス作業用地として一時転用する許可を受けていた案件ですが、このたび令和10年4月30日までに期間を変更するものであります。

以上については、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、当該事業計画の変更については妥当なものと判断いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

それでは、これより審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長

質問、意見がありませんので、採決に入ります。

議案第2号 農地転用許可に係る事業計画変更承認申請についてを承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしの声が聞こえます。

異議なしと認め、承認することに決定いたします。

議案第3号

農地法第4条の許可申請について

議長

議案第3号 農地法第4条の許可申請についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

広沢係長

ご説明申し上げます。

議案書の9、10ページをご覧ください。

今月の4条許可申請は、寺泊地域1件、川口地域2件、三島地域1件、長岡地域2件、中之島地域1件の計7件でございます。

なお、申請のありました4条、5条許可申請につきましては、本庁、地域事務所において4月21日までに現地確認を実施しております。

1番、寺泊年友の畑について、農業用倉庫及び作業所建築敷地として利用するものです。議案資料17ページに経過説明を掲載しております。申請地は、寺泊年友地区内に存在する農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地と判断いたします。

転用計画が既存敷地と一体的に利用するものであることから、ほかの場所での代替性がなく、許可できるものであります。

2番、川口中山の畑について、庭敷地として利用するものです。議案資料18ページに経過説明を掲載しております。申請地は、川口中山地区内に存在する農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地と判断いたします。転用計画が既存敷地と一体的に利用するものであることから、ほかの場所での代替性がなく、許可できるものであります。

3番、宮沢の田について、農家住宅建築敷地として利用するものです。議案資料19ページに経過説明を掲載しております。申請地は、宮沢地区内に存在する農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地と判断いたします。転用計画が既存敷地と一体的に利用するものであることから、ほかの場所での代替性がなく、許可できるものであります。

4番、雲出町の畑について、農家住宅建築敷地として利用するものです。議案資料20ページに経過説明を掲載しております。申請地は、雲出町地区内に存在する農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地と判断いたします。転用計画が既存敷地と一体的に利用するものであることから、ほかの場所での代替性がなく、許可できるものであります。

5番、中条新田の畑について、農業用物置、カーポート建築敷地として利用するものです。議案資料21ページに経過説明を掲載しております。申請地は、10ヘクタール以上の規模の一団の農地区域内にあり、第1種農地に該当するものですが、転用計画が既存宅地と一体的に利用するものであることから、ほかの場所での代替性がなく、また集落に接続して設置されるものであるため、例外的に許可できるものであります。

6番、川口和南津の田について、住宅建築敷地として利用するものです。工期は、令和7年6月1日から令和7年12月1日までの計画です。申請地は、川口和南津地区内に存在する農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地と判断いたします。転用目的が一般住宅建築敷地であり、集落に接続して設置されるものであるため、例外的に許可できるものであります。

7番、川辺町の畑について、農業用倉庫建築敷地及び屋外作業場敷地

として利用するものです。議案資料22ページに経過説明を掲載しております。申請地は、10ヘクタール以上の規模の一団の農地区域内にあり、第1種農地に該当するものですが、転用目的が農業用施設の建築であるため、例外的に許可できるものであります。なお、この案件は後ほど説明する農地法第5条許可申請の1番とも関連しております。

以上については、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、許可要件の立地基準、一般基準ともに満たしており、妥当なものと判断いたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 それでは、これより審議に入ります。

 ただいまの説明に質問、意見はありませんか。

 （「ありません」と呼ぶ者あり）

議長 質問、意見がありませんので、採決に入ります。

 議案第3号 農地法第4条の許可申請についてを許可することにご異議ありませんか。

 （「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長 異議なしの声が聞こえます。

 異議なしと認め、原案のとおり許可することに決定いたします。

議案第4号 農地法第5条の許可申請について

議長 議案第4号 農地法第5条の許可申請についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

広沢係長 ご説明申し上げます。

 議案書の12ページをご覧ください。

 今月の5条許可申請は、長岡地域1件でございます。

 1番、川辺町の畑について、先ほど説明した農地法第4条許可申請の7番と関連しておりますが、庭敷地として利用するために交換による所有権移転をするものです。議案資料23ページに経過説明を掲載しております。申請地は、10ヘクタール以上の規模の一団の農地区域内にあり、第1種農地に該当するものですが、転用計画が既存宅地と一体的に利用することから、ほかの場所での代替性がなく、また集落に接続して設置されるものであるため、例外的に許可できるものであります。

 以上については、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、許可要件の立地基準、一般基準ともに満たしており、妥当なものと判断いたしま

す。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

それでは、これより審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長

質問、意見がありませんので、採決に入ります。

議案第4号 農地法第5条の許可申請についてを許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長

異議なしの声が聞こえます。

異議なしと認め、原案のとおり許可することに決定いたします。

議案第5号

農用地利用集積計画の取下げについて

議長

議案第5号 農用地利用集積計画の取下げについてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

中村係長

ご説明申し上げます。

議案書の14ページをご覧ください。

農用地利用集積計画による農地の貸借に関するもので、川中及び寺泊下桐の農地について、賃貸借権の設定をしましたが、誤って申請したものであったため、取下げをするものです。

申請内容から事務局といたしましては取下げ相当と考えますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

それでは、これより審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長

質問、意見がありませんので、採決に入ります。

議案第5号 農用地利用集積計画の取下げについて、取下げすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長

異議なしの声が聞こえます。

異議なしと認め、原案のとおり取下げすることに決定いたします。

議案第6号

農用地利用集積等促進計画案の取消しについて

議長 議案第6号 農用地利用集積等促進計画案の取消しについてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

中村係長 ご説明申し上げます。

議案書の16ページから22ページをご覧ください。

中間管理事業に関するもので、耕作者世帯の農業者年金に係る手続のために、新たな耕作者に賃貸借権等を設定する一連の農用地利用集積等促進計画案について、申請時期等に誤りがあったため、取消しをするものです。

なお、取消しの対象となる賃貸借権等の設定については、この後の議案第7号に修正後の案が提出されております。

申請内容から事務局といたしましては取消し相当と考えますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 それでは、これより審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長 質問、意見がありませんので、採決に入ります。

議案第6号 農用地利用集積等促進計画案の取消しについて、取消しすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長 異議なしの声が聞こえます。

異議なしと認め、原案のとおり取消しすることに決定いたします。

議案第7号 農用地利用集積等促進計画案について

議長 議案第7号 農用地利用集積等促進計画案についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

中村係長 ご説明申し上げます。

議案書の25ページの内訳表をご覧ください。

最初に、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく所有権の移転で、このたびは6件の申出がありました。いずれも農地中間管理事業の各要件を満たす売買です。

次に、農地中間管理事業において、中間管理事業実施手続のため、新

潟県農林公社が中間管理権を設定し転貸するものです。

初めに、中間管理権設定（公社借入）分について、このたびは239件の申出がありました。権利関係は、賃借権設定が224件、使用貸借権設定が15件となっています。

続いて、使用貸借権及び賃借権の設定（公社貸付）分については、今ほどの公社借受分の農地を新潟県農林公社が耕作者へ転貸するもので、このたびは122件の申出がありました。権利関係は、賃借権設定が114件、使用貸借権設定が8件となっています。

続いて、農地中間管理事業において、新潟県農林公社から受け手農家へ貸し付けていた農用地利用集積計画等のうち、一部新たな受け手への変更があったため、賃借権及び使用貸借権の移転をするものです。このたびは36件の申出があり、内容については賃借権の移転が32件、使用貸借権の移転が4件となっています。

なお、詳細内容については、議案書の27ページから90ページにて確認をお願いします。

以上、計403件の申出につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律に規定されている県知事認可の各要件を全て満たしている内容であるため、事務局といたしましては決定相当と考えます。よろしくご審議のほどお願いします。

議長 それでは、これより審議に入ります。

 ただいまの説明に質問、意見はありませんか。

 （「ありません」と呼ぶ者あり）

議長 質問、意見がありませんので、採決に入ります。

 議案第7号 農用地利用集積等促進計画案についてを原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

 （「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長 異議なしの声が聞こえます。

 異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

日程第 3 報告第1号 農地法の届出通知等について

議長 日程第3、報告第1号 農地法の届出通知等についてを議題といたします。

 事務局の報告を求めます。

広沢係長 農地法の届出通知等について、件数と掲載ページをご報告申し上げます。

4条の届出について3件を92ページに、5条の届出について12件を93から95ページに、農地法の適用を受けない事実確認1件を96ページに、18条合意解約について2件を97ページに、利用権の解約について66件を98から107ページに、中間管理権の解約について22件を108から111ページにそれぞれ掲載してありますので、ご覧ください。

以上であります。

議長 報告事項でございます。

報告第2号 長岡市農業委員会農地利用最適化推進委員の選任に関する規程の一部を改正する規程について

議長 報告第2号 長岡市農業委員会農地利用最適化推進委員の選任に関する規程の一部を改正する規程についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

小川次長 ご報告します。

本規程は、農地利用最適化推進委員の選任の手続について、法律に規定するもののほか、必要事項を定めたものです。

議案書の113ページをご覧ください。規程の改正案を新旧対照表方式で掲載してございます。

今回の改正は、令和4年に刑法が改正され、令和7年6月1日より懲役及び禁錮という文言が廃止となり、拘禁刑に統一することとなったため、該当する条文について改正を行うものです。

改正後の規程は、令和7年6月1日から施行するものであります。

説明は以上です。

議長 報告事項でございます。

以上で提案した案件の審議は全て終了いたしました。

これをもちまして第23回総会を閉会いたします。

閉 会（午後2時20分）

長岡市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、ここに署名します。

議 長 _____

農業委員 _____

農業委員 _____

別紙 出席状況（総 会 議 席 表）

（令和 7 年 4 月 28 日現在）

議 席	出 欠	氏 名	議 席	出 欠	氏 名																		
1	出	佐 藤 佑 美	13	出	本 田 栄 一																		
2	出	土 田 米 藏	14	出	駒 野 亜由美																		
3	出	韭 澤 哲 也	15	出	西 巻 郁 夫																		
4	出	櫻 井 正 広	16	出	千 野 俊 輔																		
5	欠	若 井 泰 志	17	出	馬 場 義 昭																		
6	出	諸 橋 昇 一	18	出	安 達 隆 幸																		
7	出	馬 場 陽 子	19	出	坂 詰 隆																		
8	出	青 柳 久 雄	20	出	多 田 好 一																		
9	出	長谷川 惣 市	21	出	鳥 羽 若 一																		
10	出	岩 本 一 男	22	出	伊 丹 なつい																		
11	出	田 中 豊	23	出	佐 藤 辰 也																		
12	出	渡 邊 義 浩	24	出	中 野 明 美																		
<table><tr><td>出席委員</td><td>人</td><td>2 3 人</td><td>議事録署名委員</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>欠席委員</td><td>人</td><td>1 人</td><td>佐 藤 辰 也</td><td colspan="2">委員</td></tr><tr><td>計</td><td></td><td>2 4 人</td><td>中 野 明 美</td><td colspan="2">委員</td></tr></table>						出席委員	人	2 3 人	議事録署名委員			欠席委員	人	1 人	佐 藤 辰 也	委員		計		2 4 人	中 野 明 美	委員	
出席委員	人	2 3 人	議事録署名委員																				
欠席委員	人	1 人	佐 藤 辰 也	委員																			
計		2 4 人	中 野 明 美	委員																			